

在宅被災者支援の典型事例

住宅補修で貯蓄を失い体調悪化とともに著しい生活困窮に至った A さん

【震災後の生活状態】

1944 年生まれ（震災時 66 才）。男性。石巻市在住。妻とは離別し、震災時は息子と二人暮らし。漁船の船員を経て原発関係の仕事に従事するも、震災前に退職して年金生活。同居の息子は、事務職に従事していたが、震災により失職。そのショックもあって、引きこもり状態に。

息子が失職したため収入は、厚生年金のみ。手取り月額 7 万円程度。震災で足を負傷し、住宅の補修で貯蓄も使い果たして、年金収入のみで無職の息子を扶養している状態だった。

【住宅罹災状況とその修復経過】

持ち家が津波浸水被害。大規模半壊。木造 2 階建、1 階に 4 部屋とキッチン、風呂・トイレ、2 階に 2 部屋。住宅は離別した妻と共有であるため、A さん単独で処分できず、解体して仮設住宅に入居するという選択は困難で、住宅を補修して住み続けることに。公的支援 202 万円（応急修理 52 万円、大規模半壊の基礎支援金 50 万円、補修の加算支援金 100 万円）、義援金 100 万円弱に預貯金を加えて約 500 万円程度をかけて補修を実施し、地震・津波で破損した日常家電を購入した。風呂・トイレ、1 階の居室は直したが、キッチンと水回りは修理未了。キッチン床が撓み、水回りの柱が腐った状態。

【健康悪化による窮乏化の進行】

預貯金を失い年金のみの収入で窮乏化した。特に深刻なのは健康の悪化。震災前は頑健だったが、倒れたタンスで足を負傷し歩行困難に。加えて、息子の失職・引きこもり、住宅の補修不全と預貯金の喪失などの心労から様々な疾病を併発。震災直後は、2011 年 5 月に導入された医療費窓口負担免除により通院可能だったが、2012 年 2 月に廃止されると、通院困難に。免除期間に回復傾向にあった歩行困難が再び進行し、他の疾病も悪化。石巻市では 2014 年 4 月から「大規模半壊以上の非課税世帯」について医療費窓口負担免除が再開されたことで通院再開。2017 年度で市の免除措置が終了したことから、再び通院困難に。

【チーム王冠による支援】

① チーム王冠とのコンタクト

チーム王冠が A さんと最初にコンタクトしたのは、2011 年 11 月～2012 年 1 月までの間の期間。医療関係者らとチーム王冠が 8,600 世帯を対象として実施した在宅被災者の健康・生活アセスメント調査で訪問。A さん宅は、街道沿いから奥まった住宅地区にあるため、災害ボランティアの支援からも漏れていた。預貯金を使い果たして住宅の修復を試みたが完遂できず、仮設住宅入

居も拒否されたため、希望が持てずに自殺も考えてしまうとの訴えを受けて、支援を開始。

② 息子の就職と別居

A さんの被災経験、復旧の試み、心境など、息子さんを交えて丁寧な聞き取りと支援の申し出。震災後初めて親子が心情を共有する機会となり、息子さんは就職活動を再開。仙台の事業所に就職。父親の自家用車を譲り受けて、通勤するようになるが、交通事故で自動車が破損。それを契機に息子さんは仙台に転居し、A さんは独居に。

③ 利用できなかった市の住宅再建支援

住宅補修の完了と困窮緩和のため期待したのは市独自の「被災者住宅再建事業」。費用を被災者が立て替えて加算支援金を上回る修復を実施した場合、上限 100 万円が補助される。しかし、A さんは震災前年の固定資産税が未払いのため利用できず。震災までは完納していたが、前年の税を翌年払う制度のために、支払いが不可能に。震災による減免措置も前年分には及ばず未納のまま残る。王冠は、支援事業補助金から未納分を控除するなどの運用改善を求めて交渉したが、受け入れられず。

④ 生活保護の医療扶助受給とその停止

2017 年末、医療費窓口負担免除が終了したため、医療費負担が家計を圧迫。生活保護申請。年金手取り月収は、生活扶助限度額を 3 千円程度上回っていたが、医療扶助のみ受給。ただし、収入が生活扶助限度額を上回るため、薬代は自己負担に。市は薬代を払わないなら薬を渡さないように医療機関に指

示。薬代の負担が困難な A さんは受診を中断。病状が悪化して倒れ、石巻日赤病院に救急搬送。薬をもらえないで病状を悪化したことに対して日赤の医師が市に強く抗議したため、薬代も無料に。しかし、数ヶ月後、介護保険料が月 100 円減額になったことを理由に、市が生活保護を停止。抗議しても受け入れられず、現在に至る。

⑤ フィナンシャルプランナー (FP) による家計診断

窮乏状態を緩和するため、王冠代表の知人の FP (横浜在住) にボランティアで家計診断を依頼。固定電話の廃止も検討したが、見守りサービスシステムが固定電話対応のため、断念。節約できる費用は特定できず、毎年わずかずつでも楽しみながら貯蓄に取り組むことをアドバイス。具体的成果にはむすびつかず。



キッチンの柱に貼られたテープを剥がしてみると、空洞が… (「BS1SP 忘れられた”在宅被災者”～東日本大震災からの警告～」2019年7月6日放送より)

大工の経験を活かし DIY で修復に取り組むも補修未了で損壊が進む住宅に住む B さん

【震災後の生活状態】

1940 年生まれ（震災時 70 歳）。男性。石巻市在住。独居。大工としての就労経験があるが、震災時は引退して、収入は国民年金のみ。手取り月額 3 万円程度。水光熱費で使い果たす金額。預貯金は無し。

【住宅罹災状況とその修復経過】

戸建持ち家を津波浸水被災。大規模半壊。被災箇所のうち、自身の大工としての技能で修復できない、風呂・トイレ、玄関周りのアルミサッシなど、左官、板金加工、設備工事等を伴う部分は応急修理（上限 52 万円）で修復。それ以外の破損部分は、基礎支援金、加算支援金等の一部を用いて材料を購入し、自分自身で修復。床板を支える梁や根太、柱等の腐食、基礎と柱のずれ、壁の穴など重大な損壊が今も残る。材料購入の領収証等を保管していないため、住宅補修と生活費に義援金や公的支援金等をどのように充当したのか不明。



チーム王冠スタッフが津波で傷んだ畳を交換（前掲 BS1SP より）

【チーム王冠による支援】

① チーム王冠の支援経過

震災後、チーム王冠による食糧援助活動等の過程で B さんの状況を把握。食糧支援を続ける中で、支援の課題把握に努める。本人が「自分は大丈夫。支援は必要ない」というため、対話と観察を通して、居住環境改善の働きかけ。家も「これ以上直す気はない」と答えるが、本心ではなく、自分の置かれた状況や支援制度の認識が困難なことが原因。制度などの適切な情報を、押し付けにならないように、適切かつ丁寧に伝え、働きかけることが重要。

② 住宅補修支援

王冠と協力関係にある建築技術者等の協力を得て、畳を調達し、無償で畳の入れ替えを提案・実施。同時に、住宅の破損状態等、適切な修復プラン作成に必要な情報の把握。市の被災者住宅再建事業の補助の利用を提案。B さんは補修に消極的だったが、国等が被災者支援に用意してくれたお金であることを説明し、B さんの同意を得て申請。同補助は補修の加算支援金でカバーできなかった補修費用についての補助なため、補修費用を証明する書類が必要。B さんは、材料購入費等の領収証を保管していないため申請不可。被災者生活再建支援金は、通常の補助金ではなく見舞金の位置付け（渡し切り）であり、領収証等の提出を要件としていないのに、補修費用への加算支援金充当の証明を要件とするのは不当と訴えたが認められず。

③ 入院と施設入所

取材中の NHK ディレクターが訪問して、

Bさんが倒れているのを発見し、救急搬送。原因は栄養失調と肺疾患。回復したが、退院して寒い自宅に戻ることを躊躇。生活保護で生活費を確保して施設入所という選択肢を紹介。入院前は嫌がっていた生活保護受

給に前向きになったことから、民生委員、ケースワーカーに繋いで生活保護受給と施設入居を実現。しかし、個人情報保護を理由に、連絡をたたれた。

全壊にもかかわらず支援から取り残されて損壊住宅に住み続けた C さん

【震災後の生活状態】

1947 年生まれ（震災時 64 歳）。男性。石巻市在住。妻と娘と 3 人家族。牡蠣の養殖業を営んでいたが、漁具を流され、調達する資金がないため廃業。妻は美容師だったが、美容室も被災して同じく廃業。夫婦ともに年金受給。娘は保育士。

【住宅罹災状況とその対応等】

美容室店舗併用住宅（木造 2 階建）が津波で損壊。全壊。被災当日は、最寄りの宮城県水産高校に避難。一時避難場所ではあるが、避難所ではなかったため、1、2 泊で退去せざるを得ず、損壊した自宅に戻る。避難所は大混雑で入所の見込みはなく、在宅避難者に。その結果、支援制度などの情報アクセスが困難に。人伝てに応急修理制度の存在を知り、応急修理制度を利用してかろうじて寝起きできる場所を確保。また、以前に亡くなった母が居住していた別棟の住宅は公費解体。

浴槽に亀裂が生じ入浴ができないなど、日常生活に支障が出たことから、仮設住宅へ入居を求めたが、応急修理を利用したため申請不可。やむなく加算支援金で住宅補修。しかし契約した業者が悪質で、まともな工事がなされないままに。母親の居宅解体に伴い家の奥に空いた穴はベニヤ板で塞ぎ、土間部分も波板のトタンで塞いだけで寒

さが厳しく、居間ともう一部屋だけが使える状態で 3 人が生活。2 階は全く手付かずの状態。入浴は、保育士の娘が休みの週末に銭湯へ。

【チーム王冠による支援】

① チーム王冠とのコンタクト

避難所、仮設住宅入居などの支援システムに乗ることができなかったために、支援物資や支援情報も届かず、相談できる人もなく諦めて暮らしていた。住宅の場所は、2011 年末の健康・生活アセスメント調査や、2014 年の家屋の修繕状況調査を実施した地区だったが、廃業した理容室が道に面していたため、空き家と誤って認識されて、コンタクトできていなかった。

2016 年に仙台弁護士会が在宅被災者の支援のために調査を行うことを報道で知った娘さんが、ネット検索でチーム王冠の存在に辿り着き、電話でコンタクトしてきたことがきっかけで、支援が開始された。

② 災害公営住宅入居に向けた交渉

コンタクト時の C さんの希望は、災害公営住宅への入居だったことから、市の担当部局にアプローチ。応急修理を利用し、加算支援金で修復も試みたが、著しい損壊が残る状態で苦しんでいる事情を示し、災害公営住宅への入居を望んでいるので、相談に

応じるように要請。市から相談に応じるとの回答を得て C さんに出向いてもらったが、結局、加算支援金を受けた以上災害公営住宅は対象外という杓子定規な回答に終始。引き続き弁護士会と共同して、災害公営住宅入居の道を開くように交渉を続けたが、次に述べる災害リバモの情報を得たことから方針転換。

③ 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（高齢者返済特例）（災害リバモ）による住宅修復

災害リバモの活用は、住宅金融支援機構からの働きかけがきっかけ。災害復興住宅融資の高齢者返済特例（災害リバモ）は、住宅ローンを組むことが困難な高齢被災者を救済するために、契約者とその配偶者が存命中は金利のみを返済し、元金は死後において建設・購入、あるいは修復した住宅を処分して返済する制度。ただし大震災での利用は極めて少なかった。チーム王冠の存在を知った同機構仙台支店は、王冠なら活用に協力が得られると考え、最初は、石巻市に相談したがちが開かないことから、直接王冠にコンタクトしてきた。

チーム王冠は、スタッフや協力関係にある建築士、弁護士らを集めて機構の担当者から説明を受ける機会を設け、その意義を認めて活用を図ることに。

C さんには、機構からお金を借りて住宅を修復し、夫妻が存命中は金利負担だけで住み続けることができること、元金は夫妻の死後住宅を処分して返済するので、娘さんには残せないが、そういう手段があることを説明。C さんは、娘は結婚して独立するので支障がないことを表明したため、災

害リバモを申請。

災害リバモを含め、災害復興住宅融資は清算払い。申請通りの費用で工事が完了したことを確認してから支払われる。したがって、工事費用を立て替えなければならない。請負業者が代金支払いを待てないなら、機構の融資実行までに繋ぎ資金を市中金融機関から得ることが必須。災害リバモが周知されていないので容易ではない。最終的には弁護士同席で資料を説明して繋ぎ融資を獲得。無事工事ができた。

機構からの融資額は、限度額いっぱいの 200 万円強。それに後述の通り市の被災者住宅再建事業補助 100 万円を加えて修復。従前の理容室部分から居室を確保して風呂や設備を修復し、寒い部分に立ち入らずとも生活できる条件を実現。未修復部分は残るも、待望の浴室の修復もでき C さんは満足。

③ 市の被災者住宅再建事業補助の利用

災害リバモを得て加算支援金を上回る規模の補修工事を行うことが確実に became ため、市の被災者住宅再建事業の補助要件を満たし 100 万円が受給可能に。請負業者は、その部分の支払い猶予に同意したので、上述の通り、災害リバモと市補助を合算した費用を前提に補修設計を行なって補修を実行。

⑤ 住宅補修による生活改善

住宅の補修ができたことによる日常生活の改善で最も重要なことは入浴ができるようになったことだが、加えて娘さんの婚約者を家に招いて食事ができるようになった。壊れた家に婚約者を招くのは憚られたが、

気持ちが晴れ晴れしたと喜んでいる。

地震で風呂が破損し入浴できない状態で8年間暮らしたDさん

【震災後の生活状態】

1954年生まれ（震災時57歳）。男性。女川町在住。妻と離別し独居。船員を経て震災時は原発関連会社に事務職として勤務。津波で社長が犠牲になり、勤務先は廃業。その結果全くの無収入に。識字障害があり、自治体からの情報等も理解できず、支援の網から漏れていた。震災前は健康に過ごしてきたが震災後に心臓に重い病い（心室肥大）を発症。

【住宅罹災状況とその対応等】

住居（戸建持ち家）は高台に位置し、かうじて津波浸水を免れたが、強震で破損。一部損壊。ただし、玄関から見てキッチンのある奥側の半分に傾き。風呂が破損し使用不可に。炊飯器3台でお湯を沸かし、体を拭いて8年間凌ぐ。一部損壊のため、一切の支援を受けることができず、避難所入所、仮設住宅入居の道も閉ざされた典型的在宅被災者に。

【チーム王冠による支援】

① チーム王冠とのコンタクト

発災後、様々な支援団体が避難所等で炊き出しなどの支援行動をおこなってきたが、避難所での炊き出しでは、在宅の人々が排除されるため、王冠は2011年6月に女川の在宅エリアで炊き出しを実施。できた料理を周辺の住宅に配布したところ、生活に困窮するDさんと初めてコンタクト。

② 生活保護の受給

チーム王冠がコンタクトした時点で、Dさんは無収入で手持ち資金がわずか百数十円という状態。直ちにケースワーカーに繋いで生活保護を受給。また、識字障害があるため、行政からの通知等も理解できないので、識字障害に配慮した丁寧な対応を求めたが、町は、識字障害は障害とは言えずサポートできないと特段の配慮を拒否。

年金受給年齢になって年金の受給を開始し、生活保護を停止。ただし、年金額は生活扶助基準ギリギリ。その後心臓病を発症し、再び生活困窮が深刻化。王冠スタッフの訪問により困窮状態を察知して生活保護を再申請し、受給再開を実現。

④ 災害リバモの申請

一部損壊とはいえ、風呂をはじめとする住宅設備の破損が深刻なため、住宅金融支援機構の災害リバモを申請して破損部分の修復を企図。機構の仙台支社も支援に積極的だったが、支社の後押しにもかかわらず機構の審査部は申請を却下。審査内容は非開示のため却下の理由は不明。生活保護を担当する福祉事務所が住宅の修復に強い難色を示し、機構に問い合わせをかけていた経過もあり、生活保護受給が災害復興住宅融資の障害となった可能性がある。

④ 災害公営住宅への入居

災害リバモの利用がかなわなかったことは、Dさんには痛手だったが、王冠は災害公営住宅への入居を提案。Dさんにとって最優先課題は風呂の確保で持ち家へのこだ

わりはないことを確認して、弁護士との協力のもと町に入居申請。住宅はあっても文化的な最低限度の生活を送ることができない住宅なら住宅困窮条件を満たすと主張したが、町は難色。破損した住宅を売るのは困難だが、弁護士の提案で不動産業者と専任媒介契約を結び、住宅を売却する意思を書面で提示。それに基づき町も住宅困窮を認定し、災害公営住宅への入居を承認。入居契約へ最後のハードルは、保証人と敷金の前納。保証人は町議の一人が引き受け、敷金は生活保護で事後的にカバーされるため、王冠が一時立て替え。

災害公営住宅への入居の道筋ができたことで、関係機関の態度が一変。社協が災害公営住宅への引っ越しを支援してくれ、福祉事務所も、入居時のカーテン設置や生活資

材の支援をしてくれた。



浴室が破損して使用不能に。8年間入浴できない暮らしを強いられた（前掲 BS1SP より）

※ 本稿は、2022年7月12日に実施した、チーム王冠代表・伊藤健哉氏へのインタビューに基づき、遠州尋美がまとめた。